

法律相談



物損について、5

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 堯爾

今回は、前回に続いて、物損のうちの「その他の損害」についてです。

1 「その他の損害」として前回挙げたのは、①レッカー代・保管料、②車輛損以外の損害として、Ⅰ.ガードレールの修理代、Ⅱ.貨物自動車積荷の損傷につきそのものの自体の損害・洗浄代・事故現場派遣の人件費・出張費、Ⅲ.自動車の家屋突入事故での建物の修理代のほか、ガスパ管が切れてガス漏れから逃げる際に受傷した治療費、家事に従事できなかつたことによる家政婦代などがありました。また、Ⅳ.現場処理費としての機械(クレーン)等荷役費や作業員の費用、Ⅴ.喫茶店・レストランなど営業店舗の場合、修理代のほかに休業損害が認められたことも申しました。

2 上記のほか、③新築工事中に自動車が突っ込んで運転手が死亡した事故で、遺体のあった場所を毎日のように踏んで歩きたくないというのは社会通念上無理からぬものとして、玄関階段の構造変更の希望による建築費増加分は事故と因果関係ある損害とした裁判例があります。これは、不動産業者が、マンションの自殺のあった一室をその事実を秘匿して売った後に、善意の買主がそのことを知り、不動産の隠れた瑕疵を理由として契約解除し、当該マンションの買受代金の返還を求めたのを認容した裁判例と軌を一にするものと思います。

3 このほか、裁判例をさがせば、「事実は小説より奇なり」と言えるほどに多種多様な事例が見つかるものと想像されます。しかし、そのような事例(事案)は、一般化できない当該事故特有の背景事情があるものと思います。ここでは、そのような事例を逐一紹介することは省略させていただきます。

4 被害車輛が全損の場合の諸費用

①全損のため代わりに自動車(新車)の購入を余儀なく

された場合に、被害車輛の時価、新車購入時の取得税、重量税、車庫証明費用、登録費用、および納車費用が損害と認められます。

②事故の2か月前の車検費用につき、残存車検有効期間分を損害と認めた例があります。例えば3年車検とすると、その車検費用の36月分の34月が事故による損害として求められるという訳です(ただし、車検代行手数料は必須のものではないとして損害としては認めず)。尤も、車検直後の全損事故についてはその全額を認めました。

③大型貨物自動車(ダンプカー)につき、車庫証明手続費用のほか、看板文字代、ダンプ標識ナンバー申請手続費用、ダンプ自重計測定費用などが認められました。

④上記のほか、全損車輛の処分にあつた廃車費用および保管料も因果関係ある損害とされます。

5 物損に関する慰藉料(慰謝料)

物損には慰藉料が認められないのが一般ですが、特別な理由があるときには認められることがあります。例えば、全損ではありませんが、①入手困難な自動車をやっと入手して4か月目で事故、その後7か月間使用できなかった不便、加害者が死亡したという不快感などから慰藉料を認めました(金額は20万円)。②中古車展示場への飛び込みで中古車4台損傷。金銭的・労力的負担と本来業務に対するマイナスなど有形・無形の損害発生として慰藉料を認めました(全損害の約5%の17万円)。

6 その他として、①保険の無事故割引や優良割引の喪失は、損害として認められたり、認められなかったりです。このほか、新車提供の念書の効力は認められないのが一般的だと思います。

以上、交通事故についてはだいたい説明したと思います。次回からは交通事故以外のテーマで参ります。